

令和 8 年 7 月 21 日

全解工連正会員各位

全解工連事務局

セーフティネット保証制度の業種指定に係る調査について

平素より全解工連に対し、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、中小企業が民間の金融から融資を受ける際、経営の安定に支障を来たしている中小企業については、信用保証協会が一般の保証枠とは別枠で保証を行う「セーフティネット保証制度」に関し、「はつり・解体工事業」が業種指定を受けていることは既にご案内のとおりです。

これは、全解工連会員有志の協力によって調査資料を収集・提出し指定を受けたものですが、令和 8 年 10 月から引き続き指定を受けるためには、改めて国土交通省を経由し中小企業庁に調査資料を提出しなければなりません。

つきましては、お手数をおかけ大変申し訳ありませんが、標記調査を実施いたしたいと存じますので、この段、何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、調査資料は本件以外には使用せず、取り扱いには十分注意致しますことを申し添えます。

記

1. 貴団体で協力していただけそうな 5～6 社を選び、全解工連に直接 FAX していただくよう依頼をお願い致します。(貴団体で集約されても結構です。企業名は匿名でも結構です。)
2. 令和元年～令和 8 年における 4 月～6 月の「はつり・解体工事」の受注高を記入して下さい。
(別添の用紙に記入して下さい。百万単位のおおよその数値で結構です。)
3. 令和 8 年 8 月 3 日 (月) までにご提出くだされば幸甚に存じます。
4. 最近 3 か月間の売上高等が前年同期比で 5%以上減少が対象となります。
5. 全解工連として 50 件以上のデータを収集できないときは、指定を受けられなくなりますので、何卒ご協力の程お願い申し上げます。

以上